

蚕糸褒賞等選考委員会規程

第1条 功績表彰規程第7条、貞明皇后蚕糸記念事業規程第7条及び蚕糸絹文化学習教育奨励褒賞規程第3条に基づき蚕糸褒賞者等を選考するため、蚕糸褒賞等選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会では、次の事項について審議する。

- 一 功績表彰規程及び貞明皇后蚕糸記念科学技術褒賞規程に基づき恩賜賞、蚕糸功績賞及び貞明皇后記念蚕糸科学賞に該当する各種褒賞適格者を選考する。
- 二 蚕糸絹文化学習教育奨励褒賞規程に定める褒賞適格者を選考する。
- 三 貞明皇后蚕糸記念科学技術研究助成規程に定める蚕糸絹に関する研究助成課題を選考する。

第3条 委員会は、委員長1名、委員若干名をもって構成し、毎年度会頭がこれを委嘱する。

第4条 委員長は、委員会を主宰し、第2条に定める区分により、その成果及び功績の調査を行い、予め会頭の提示する員数の褒賞適格者及び研究助成課題を選考し、その結果を会頭に報告するものとする。

第5条 委員長において、調査選考のため必要があると認めるときは、第1条に掲げる種別につき、委員その他学識経験者中から専門委員を委嘱し、指定事項の調査を附託することができる。

第6条 委員会は、その都度会頭がこれを招集する。

第7条 委員及び専門委員は、委員会において調査選考すべき候補者等につき調書を添えて推薦することができる。

附 則

この規程は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月12日から施行する。